

厚生労働省千葉労働局発表
平成25年8月21日(水)

【担当】千葉労働局労働基準部賃金室
賃金室長 神崎 清栄
室長補佐 水越 真澄
(電話) 043-221-2328

平成25年度千葉県最低賃金の改正答申について ～21円アップの時間額777円を答申～

本日(平成25年8月21日)、千葉地方最低賃金審議会(会長 赤田 靖英)は、千葉労働局長(山本 靖彦)に対して、千葉県最低賃金を、現行の時間額756円から21円引き上げて「時間額777円」とする旨の答申を行った。

同審議会では、平成25年7月4日に千葉労働局長から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、千葉県最低賃金専門部会を設置し、8月7日に中央最低賃金審議会から示された目安を参考にしつつ慎重に調査審議を重ね、答申を取りまとめたものである。

今後、この答申の内容について異議申出の公示など諸手続きを経た上、千葉労働局長が千葉県最低賃金を決定することとなる。

なお、新しい千葉県最低賃金額の発効は平成25年10月中旬を予定している。

参考

○ 中央最低賃金審議会の示す目安額

19円

(千葉県における生活保護水準との乖離額は1円)

※ 千葉県における最低賃金(時間額)の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
最低時間額	728円	744円	748円	756円	777円
引上げ額	5円	16円	4円	8円	21円
時間額の対前 年度上昇率	0.69%	2.20%	0.54%	1.07%	2.78%